

MKS会員の皆さんへ

証券診断・お見積もりは無料です

MKS団体雇用トラブル対応保険制度

(雇用関連賠償責任担保特約付帯 施設賠償責任保険)



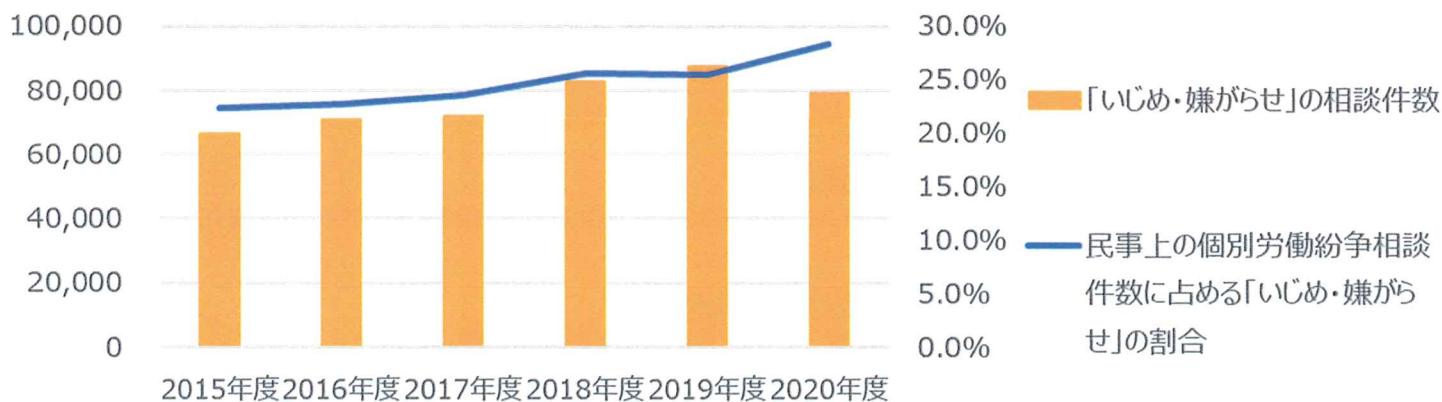
雇用トラブルの実態、ご存じですか？

労働問題に関する相談件数は**1,290,782件^{*1}**に上つており、**44人に1人^{*2}**が雇用トラブルに巻き込まれている計算になります。

*1 全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数（2020年度）

*2 ※3) 相談件数（約129万件）に対する日本の役員を除く雇用者の人数（約5,620万人）の割合（いずれも2020年度の数値）

職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談件数^(*3)



*3 民事上の個別労働紛争の相談のうち、「いじめ・嫌がらせ」の件数

*1~3の出典：厚生労働省「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」

さらに…

女性活躍・ハラスメント規制法の成立

▶ 職場でのパワーハラスメント（パワハラ）防止を義務付ける関連法(*2)が2020年6月に施行され、これまで明確な定義がなかったパワハラが「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」と明記されました。

▶ 中小企業でも2022年4月より「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化され、相談窓口の設置など「職場のパワーハラスメント防止対策」を義務付けられることになったことで、被害者が声を上げやすい環境が整う一方、事業主はより一層管理責任が問われやすくなっているといえます。

(*2) 労働施策総合推進法、女性活躍推進法等の5つの法律が改正されました。



前ページの背景を踏まえると、次のような労務トラブルで従業員から企業やその役員が労務管理責任を問われ、損害賠償請求がなされるおそれがあります。



①パワハラ

営業成績の結果が出ない部下の従業員に、「お前は何をやってもダメな男だな。」などと人前できつい口調で叱責罵倒してしまった。



②セクハラ

女性従業員に容姿、身体、プライベートに関することを仲良くなるためと思い、聞いてしまった。



③マタハラ

産前休業の取得について相談された時に「人手が足りないので産前休は認められない。」と回答してしまった。



④不当解雇

業務上メールの私的利用を繰り返し行っていた従業員を服務規律、職務専念義務に違反したとして解雇した。

このようなリスクに備えるために“雇用トラブル対応保険”をおすすめします。

雇用トラブル対応保険 6つの特長

特長

1

役員や管理職への請求も補償対象

企業だけでなく、役員や管理職等の使用人に対して損害賠償請求がなされた場合も補償対象です（役員・使用人は自動的に被保険者（補償対象者）に含まれます。）。

特長

2

地位確認等の請求による争訟費用も補償

損害賠償請求を伴わない地位確認等の請求（*1）についてもその争訟費用を補償します。

(*1) 次の確認、取消しまたは保全を求める請求をいいます。

a.解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し b.雇用契約上の地位の確認または保全

特長

3

内定者等からの損害賠償請求にも対応

採用活動の対象者（試験、面接、試用等の採用行為を行った方）からの損害賠償請求も補償します。

特長

4

事故対応にかかる諸費用を補償

オプション

使用者の超過勤務手当等の訴訟対応費用、事故の発生・その疑いがある場合の社内調査・第三者委員会設置に要する費用、テレビ等のマスメディアを通じて事故の説明・謝罪を行うための広報対応費用等を1,000万円限度に補償します。
※「事故対応費用担保特約」の付帯が必要

特長

5

顧客への侵害行為による賠償損害を補償

オプション

顧客等の第三者に対してのセクハラや人種、性、身体的特徴を理由とした商品・サービス提供上の差別的な取扱い等に起因する賠償損害を補償します（支払限度額は基本契約に同じ）。
※「第三者賠償責任担保特約」（*2）の付帯が必要

特長

6

カスタマーハラスメントへの対応費用を補償

オプション

顧客等の第三者から迷惑行為（暴力・強要、悪質なクレーム、性的な言動等）により従業員が被害を被った場合に企業が負担する法律相談・弁護士費用、カウンセラー相談費用等の費用損害を1,000万円を限度に補償します。
※「迷惑行為被害対応費用担保特約」（*2）の付帯が必要

(*2) 「第三者賠償責任担保特約」と「迷惑行為被害対応費用担保特約」は、必ず2特約セットでのお引受けとなります。

本保険制度の概要はこちら



1 概要

(1) 本保険の構成

(雇用関連賠償責任担保特約付帯 施設賠償責任保険)

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為や不当解雇等の**侵害行為**により発生した雇用関連事故に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注) パワハラ・セクハラ・マタハラを行った**本人**に対してなされた損害賠償請求は補償対象外です。

侵害行為とは…

- a. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
- b. 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。
- c. 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。
- d. 職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。
 - 労働者の妊娠または出産
 - 産前・産後休業等の制度または措置の利用
 - 育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用

(2) 保険条件・保険料例

補償内容	支払限度額 (1名・1請求・保険期間中)	免責金額	縮小支払割合
基本補償	1億円	0円	100%
事故対応費用担保特約	1,000万円 (※)	なし	なし
第三者賠償責任担保特約	基本補償と同じ (共有)	基本補償と同じ	基本補償と同じ
迷惑行為被害対応費用担保特約	1,000万円 (※)	なし	なし

(※) 1事故・保険期間中の支払限度額となります。基本補償の外枠で適用されます。

年間保険料例

816,840円

<前提となる条件>

保険期間	2023年7月1日～2024年7月1日
保険料算出基礎数字 (保険料算出の基礎となる指標)	年間完成工事高：30億円

2 ご契約内容確認の流れ（本制度未加入の会員様向け）

Step.1 証券診断

代理店A.R.M.S.が会員様のご契約の証券診断をさせていただき、会員様のご契約を分析させていただきます。※証券診断は無料です。

●●様 ご加入内容の診断表

1. 雇用関連賠償責任保険

		現在のご加入内容 (●●社)		MKS団体雇用トラブル対応保険 ご提案①		MKS団体雇用トラブル対応保険 ご提案②	
		補償内容	補償の評価	補償内容	補償の評価	補償内容	補償の評価
基本契約	支払限度額	1事故・保険期間中 1,000万円	△	1事故・保険期間中 1億円	○	1事故・保険期間中 1億円	○
その他 保険条件	保険期間	2022/●/1~2023/●/1		2023/7/1~2024/7/1		2023/7/1~2024/7/1	
	保険料算出基礎数字 (完成工事高)	●●千円		●●千円		●●千円	
	事故対応費用特約	500万円	△	1,000万円	○	1,000万円	○
	第三者賠償責任特約	なし	×	1億円	○	1億円	○
	迷惑行為被害対応特約	なし	×	なし	×	1,000万円	○

現在ご加入の保険の補償内容について、是非この機会にご確認下さい。

Step.2 お見積りのご提出

MKS団体雇用トラブル対応保険のお見積を代理店A.R.M.S.よりご案内致しますので、是非MKS団体雇用トラブル対応保険へのご加入をご検討ください。

※お見積もりは無料です。

（団体保険の保険始期日は2023年7月1日～2024年7月1日ですが、中途加入も可能です。）

現在ご加入しているご契約の保険証券と約款のコピーを代理店A.R.M.S.にFAXもしくはPDFにてメールでご提出ください。

証券・約款のご提出先

【代理店】 株式会社 A.R.M.S.

Tel : 03-6402-2033

Fax : 03-6402-2032

Mail : kazumasa@arms-pro.net
ishikawa@ arms-pro.net

受付：平日9:00～17:00

担当者：康本・石川

3 ご加入方法（更新・新規・中途加入共通）

1 見積依頼書のFAX

別紙見積依頼書に必要事項をご記入の上、以下締切日までに下記送付先へFAXください。

2 お見積書・加入依頼書のご案内

後日、お見積書と加入依頼書をお送りしますので、ご加入をご検討下さい。

3 保険ご加入に必要な書類※1のご提出

ご加入頂ける場合は、加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、必要書類一式を以下締切日までに下記送付先へご送付ください。

- ※1 ● M K S団体雇用トラブル対応保険 加入依頼書
● 保険料算出基礎数字（年間完成工事高）が確認できる公表資料・客観的資料
※該当資料がない場合は、保険料算出基礎数字申告書をご提出ください。

ご申告いただいた年間完成工事高が把握可能な最近の会計年度の実績数字に不足していた場合には、保険金を削減することになりますのでご注意ください。

加入依頼書等送付先：一般社団法人マンション計画修繕施工協会

4 保険料のお振込

保険料※2は以下締切日までに下記保険料振込先までにお振込み下さい。

保険料振込先：三菱UFJ銀行 新橋支店
口座番号：普通 3528946
名義人：エムケイエスダンタイホケン

※2
保険料のお支払方法は
月払になります。



5 加入者証・保険約款のご送付

ご加入に必要な書類と保険料の入金を確認できましたら、加入者証と保険約款を送付させて頂きます。

保険期間

2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時

【中途加入の場合】中途加入日の午後4時～2024年7月1日午後4時

見積依頼
締切日

【更新・新規加入の場合】**2023年6月1日（木）まで**

【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より**1ヶ月前まで**

に別紙見積依頼書をFAX下さい（後日お見積書と加入依頼書等をご送付します）。

加入依頼書
提出締切日

【更新・新規加入の場合】**2023年6月12日（月）まで**

【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より**2週間前まで**

に加入依頼書をご提出ください。

保険料入金
締切日

【更新・新規加入の場合】**2023年6月12日（月）まで**

【中途加入の場合】ご希望の中途加入日より**2週間前まで**

に上記振込先まで保険料をお振込み下さい。

4 補償内容

1 基本契約の概要

日本国内において行われた**侵害行為**により発生した雇用関連事故に起因して、被保険者に損害賠償請求等の請求がなされたことにより、被保険者が**法律上の損害賠償責任等を負担**することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合が、補償対象となります。

侵害行為とは…

- a. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
- b. 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。
- c. 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。
- d. 職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。
 - 労働者の妊娠または出産
 - 産前・産後休業等の制度または措置の利用
 - 育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用

2 契約者・被保険者

①保険契約者：一般社団法人マンション計画修繕施工協会

この保険は、一般社団法人マンション計画修繕施工協会をご契約者とし、一般社団法人マンション計画修繕施工協会の会員を記名被保険者とする施設賠償責任保険 雇用関連賠償責任担保特約の団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である一般社団法人マンション計画修繕施工協会が有します。

②記名被保険者（ご加入者）：一般社団法人マンション計画修繕施工協会の会員

③被保険者

- a. 記名被保険者
- b. 記名被保険者の使用人（※1）
- c. 記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関（記名被保険者が法人の場合）（※1）

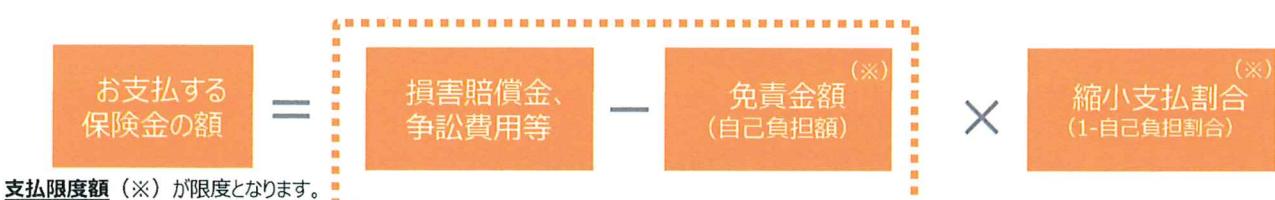
ハラスメント等の雇用トラブルが発生した場合、会社だけでなく役員・管理職等も、被害の発生を防止できなかったこと等を理由として賠償責任を負うことがあります。このようなケースも補償することができます（※2）。

（※1）既に退職（Cについては退任）した方を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退職（Cについては退任）した方は含みません。

（※2）ハラスメント等の行為を行った本人が負担する賠償金や争訟費用等は補償対象外となりますので、ご注意ください。

3 保険金のお支払方法

法律上の損害賠償金、争訟費用等が保険金お支払の対象となります。損害賠償金には、不当解雇判決等により記名被保険者が賃金（雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。）の支払責任を負担することによる支出を含みます。争訟費用とは、損害賠償責任、地位確認等の請求または賃金等の支払請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。



4 補償内容

4) 保険金をお支払できない主な場合

直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① ご契約者・被保険者の故意（※）
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議（ただし、侵害行為については、労働争議に起因する損害も保険金のお支払い対象となります。）
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任（※）
- ⑦ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑧ 遷及日（初年度契約の始期日。以下同様とします。）より前に行われた次の侵害行為
 - a. 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了（黙示の契約に対する違反行為を含みます。）
 - b. 不当に雇用しない行為（派遣社員に対する雇止めを含みます。）
- ⑨ 遷及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- ⑩ この保険契約の保険期間の初日において、侵害行為に起因する損害賠償請求がなされるおそれを被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その侵害行為
- ⑪ 被保険者もしくは労働者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
(※)
- ⑫ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った侵害行為（※）
- ⑬ 他人の身体障害（精神的苦痛に起因する労働者の身体障害を除きます。）
- ⑭ 他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取
- ⑮ 労働争議または団体交渉において合意された事項。ただし、記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織以外の者から申立てを受けた場合に、被保険者が争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用または協力費用を負担することによって被る損害を除きます。
- ⑯ 労働者等（過去に労働者であった者およびその法定相続人を含みます。）以外の者からなされた損害賠償請求
- ⑰ 侵害行為のうちハラスメントを行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求
- ⑱ 被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求
- ※) この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。

ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、保険約款でご確認ください。

5) 主なオプション

下記オプションを任意で付帯することができます。お見積を希望する場合は、見積依頼書にご記入下さい。

付
單
独
可
で
付
帶

①『事故対応費用担保特約条項』

使用者の超過勤務手当等の訴訟対応費用、事故の発生・その疑いがある場合の社内調査・第三者委員会設置に要する費用、テレビ等のマスメディアを通じて事故の説明・謝罪を行うための広報対応費用等を1,000万円限度に補償します。

セ
ジ
ト
で
付
帶

②『第三者賠償責任担保特約条項』

顧客等の第三者に対してのセクハラや人種、性、身体的特徴を理由とした商品・サービス提供上の差別的な取扱い等に起因する賠償損害を補償します（支払限度額は基本契約に同じ）。

③『迷惑行為被害対応費用担保特約条項』

顧客等の第三者から迷惑行為（暴力・強要、悪質なクレーム、性的な言動等）により従業員が被害を被った場合に企業が負担する法律相談・弁護士費用、カウンセラー相談費用等の費用損害を1,000万円を限度に補償します。

4 補償内容

6 用語の説明

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

労働者等	労働者および労働者となるための申込みを行った者（記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）をいいます。労働者とは、使用人および事業場において記名被保険者のために労働に従事する使用人以外の者をいいます。
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
記名被保険者	被保険者のうち、この保険契約において加入者証の記名被保険者欄に記載された方をいいます。
雇用関連事故	次のいずれかの事由をいいます。 ア. 労働者等の精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または労働者等の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害 イ. 雇用契約上の権利の侵害（労働者から記名被保険者に対する雇用契約上の権利を有することを確認する地位確認等の請求がなされた場合は、その請求の原因となった記名被保険者の行為によって雇用契約上の権利侵害が発生したものとみなします。）
損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をいい、不当解雇判決等により記名被保険者が賃金（雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。）の支払責任を負担することによる支出を含みます。 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用等	争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用をいいます。 【争訟費用】 損害賠償責任、地位確認等の請求または賃金等の支払請求に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。） 【損害防止軽減費用】 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 【緊急措置費用】 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 【協力費用】 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために出した費用
支払限度額	引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害賠償金・争訟費用等の合算額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
縮小支払割合	被保険者が被った損害の額から免責金額を差し引いた金額に対して、引受保険会社がお支払いする保険金の割合をいいます。

7 サービスのご案内

Web学習支援サービス 【無料】(※1)

貴社従業員が「ハラスメント」「メンタルヘルスケア」等のテーマについてWeb上で学習できるサービスです。従業員の皆さまの知識・意識の向上により、雇用トラブルのリスクの低減にお役立ていただくことができます。

- 受講内容：動画教材の視聴⇒確認テストの実施
- 従業員一人一人の受講状況や成績情報の確認が可能です。

ハラスメントに関するアンケート調査サービス 【有料】(※2)

貴社におけるハラスメントの実態を把握するため、従業員の皆さまを対象としたアンケート調査（設問設計から集計・分析まで）を実施します。

- 調査手法：WEBアンケート調査（ご要望に応じ紙での調査も承ります。）
- 対象とするハラスメント：パワハラ、セクハラ、マタハラ等
(対象とするハラスメント、設問内容、設問数等についてはご要望に応じ設定します。)

他のサービス 【有料】(※2)

社会保険労務士や有識者との連携により、第三者委員会設置に関するアドバイス、再発防止策検討に関するアドバイス、社内文書・規定に関するご相談、社内研修などのサービスをご提供します。

(※1) 雇用トラブル対応保険の被保険者様限定でご利用いただけます。引受保険会社が東京海上ディーアール株式会社（以下「TdR」といいます。）を通じてご提供します。

(※2) TdRがご提供します。詳細は、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

5 ご注意点【共通】

ご加入の際のご注意

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収書の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*)）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

(1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

(3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp>）



0570-022808 (通話料有料)

※ IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

ナビダイヤル® <受付時間> 平日の午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

5 ご注意点【共通】

もし事故が起きた時は

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面によりご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますよう、お願い申し上げます。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

このパンフレットは雇用トラブル対応保険の内容についてご紹介したもので、詳細は、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款によります。

保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、雇用トラブル対応保険の内容について、ご不明な点がありましたら代理店または引受保険会社におたずねください。

<お問い合わせ先>

【取扱代理店】 株式会社 A.R.M.S.

TEL : 03-6402-2033

FAX : 03-6402-2032

<受付時間> 平日 午前9時～午後5時

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：本店営業第二部 営業第一チーム

MAIL : MAIL1711@tmnf.jp